

中運総総第132号の2
令和2年10月21日

関係団体 各位

中部運輸局長
(公印省略)

立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表の実施について

平素は、国土交通行政に格別のご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、標記につきまして、国土交通省大臣官房長より別紙のとおり通知がありましたので、貴団体におかれましても、本趣旨についてご理解のうえ、傘下会員に周知いただきますようよろしくお願いいたします。

国官総第109号
令和2年10月12日

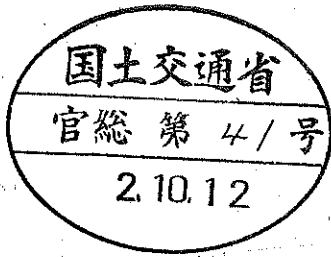
本省局長等 殿
地方局長等 殿
独立行政法人の長 殿

大臣官房長
(公印省略)

立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表の実施について (依命通知)

標記について、内閣官房長官から別添のとおり通知がありましたので、貴所属職員及び関係機関・団体等に対し周知願います。





閣総皇式第3号

令和2年10月9日

国土交通大臣 殿

内閣官房長官

(公印省略)

立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表の実施について (依命通知)

本日の閣議において、別紙のとおり決定されましたので、命により通知いたします。貴府省部内一般及び各公署等に対して、しかるべく御配慮願います。

(別紙)

立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表の実施について

〔令和2年10月9日〕
閣議決定

当分の間、延期することとされた立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表について(令和2年3月24日閣議決定)は、同年11月8日に行う。

立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表の延期について

〔令和2年4月14日〕
閣 議 決 定

立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表について(令和2年3月24日閣議決定)
中、「(4月19日)」を削り、祝意奉表については、当分の間、延期する。

立皇嗣宣明の儀当日における祝意奉表について

〔令和2年3月24日〕
閣 議 決 定

立皇嗣宣明の儀当日（4月19日）、祝意を表するため、各府省においては、下記の措置をとるものとする。

記

- 1 国旗を掲揚すること。
- 2 地方公共団体に対しても、国旗を掲揚するよう協力方を要望すること。
- 3 地方公共団体以外の公署、学校、会社、その他一般においても、国旗を掲揚するよう協力方を要望すること。